

議第73号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年5月23日提出

京都市長 松井孝治

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 大原戸寺町地区の項を次のように改める。

大原戸寺町A地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）大原戸寺町地区地区計画（以下「大原戸寺町地区地区計画」という。）の区域のうち、地区整備計画においてA地区として区分された区域
大原戸寺町B地区	大原戸寺町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてB地区として区分された区域
大原戸寺町C地区	大原戸寺町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてC地区として区分された区域

別表第1 向島国道1号周辺B地区の項を次のように改める。

向島国道1号周辺B地区	向島国道1号周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてB地区として区分された区域
向島国道1号周辺C地区	向島国道1号周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてC地区として区分された区域

別表第2大原戸寺町地区の項中「大原戸寺町地区」を「大原戸寺町A地区及び大原戸寺町B地区」に改め、同項の次に次の1項を加える。

大原戸寺町C地区	建築物の用途の制限	<p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 病院又は診療所</p> <p>(2) 老人ホーム（老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（以下「サービス付き高齢者向け住宅」という。）に限る。）、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(3) 老人福祉センターその他これに類するもの</p> <p>(4) サービス付き高齢者向け住宅（第2号に掲げるものを除く。）</p> <p>(5) 共同住宅（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>(6) 介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護又は同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設</p> <p>(7) 寄宿舎（第4号及び前号に掲げるものを除く。）</p> <p>(8) 令第130条の3第2号又は第3号に掲げる用途（介護保険法第8条第12項に規定する福祉用具貸与若しくは同条第13項に規定する特定福祉用具販売又は同法第8条の2第10項に規定する介護予防福祉用具貸与若しくは同条第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行うものに限る。）に供する建築物</p> <p>(9) 前各号の建築物に付属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	500平方メートル

	建築物の高さの最高限度	10メートル（軒の高さについては、7メートル）	
--	-------------	-------------------------	--

別表第2備考以外の部分中

	建築物の高さの最高限度	35メートル	を
--	-------------	--------	---

	建築物の高さの最高限度	35メートル	に
向島国道1号周辺C地区	建築物の用途の制限	建築することができる建築物 (1) 事務所 (2) 倉庫 (3) 工場（法別表第2（る）項第1号に掲げるものを除く。） (4) 前3号の建築物に付属するもの (5) バス停留所の上屋	
	容積率の最高限度	10分の20	
	建蔽率の最高限度	10分の6	
	建築物の敷地面積の最低限度	10,000平方メートル	
	建築物の高さの最高限度	36メートル	

改める。

別表第3明倫元学区烏丸通沿道地区及び明倫元学区新町通・室町通界わい地区の項を次のように改める。

大原戸寺町B地区及び大原戸寺町C地区	建築物の用途の制限	大原戸寺町B地区
明倫元学区烏丸通沿道地区及び明倫元学区新町通・室町通界わい地区	建築物の用途の制限	明倫元学区烏丸通沿道地区

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

大原戸寺町地区及び向島国道1号周辺地区に係る地区計画の変更に伴い、新たに地区整備計画に定められた建築物に関する制限を定める必要があるので提案する。